

令和7年度 守山市空き店舗等活用補助金 申請の手引き

この手引きは、守山市空き店舗等活用補助金の申請に関する手引きです。
事前に本手引きをよく読み、手順に従って事務を進めてください。

申請前に必ず事前相談に来庁してください

受付期間

令和7年5月1日（木）～令和8年1月30日（金）午後4時まで

補助対象期間

交付決定日～令和8年3月31日（火）まで

ホームページ



https://www.city.moriyama.lg.jp/sangyo_business/shoukougyou/1007868/1009822.html

<申請受付先および問合せ先>

守山市都市経済部商工観光課

〒524-2525 守山市吉身二丁目5番22号 守山市役所4階

TEL:077-582-1131 E-mail: shokokanko@city.moriyama.lg.jp

補助金についてのご質問等お問い合わせは、原則メールにてお願いいたします。

1 補助金の目的

中心市街地における空き店舗等への入居を促進し、集客力向上による賑わいの創出を図ることで、商業活性化を図るとともに、「起業家の集まるまち守山」として、起業家または事業者が新規出店先に守山市を選択いただくことを目的とする。

2 補助対象者

次の条件をすべて満たす個人または中小企業等

- (1) 中心市街地における空き店舗等に別表に定める業種の施設を新規に出店し、営業する者。ただし、実店舗を構えるものを対象とする。
- (2) 市町村税等の滞納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員に該当せず、また将来においても該当しないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行う事業所でないこと。

※ 中小企業等（中小企業等経営強化法第2条第2項）

	区 分	資本金の額	常時使用する従業員
会社または個人事業主	製造業、建設業、運輸業	3億円以下	300人以下
	卸売業	1億円以下	100人以下
	サービス業	5,000万円以下	100人以下
	小売業	5,000万円以下	50人以下
	ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5,000万円以下	200人以下
	その他の業種（上記以外）	3億円以下	300人以下
組合等（企業組合、協業組合等）、財団法人（公益・一般）、社団法人（公益・一般）、医業、歯科医業を主たる事業とする法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人		10億円以下	2,000人以下

※ 中心市街地 守山市中心市街地活性化基本計画（平成27年3月27日内閣総理大臣認定）において認定された別図の区域をいう。

※ 空き店舗等 貸主が店舗として貸す意思がある状況であるにもかかわらず、**12か月以上**賃貸借されていない店舗、住宅、倉庫等の建物または建物の一部をいう。ただし、集合住宅（マンション、アパート等をいう。）の住居専門部分を除く。

3 補助対象事業等

交付決定日から令和8年3月31日までに補助対象者が中心市街地に店舗を新規に出店するに係る事業とし、次の要件を満たすものとする。

- (1) 営業開始日から起算して2年を経過する日まで、対象施設の営業を行うこと。
- (2) 中心市街地区域内で営業している店舗からの移転または中心市街地区域内で一度事業を廃止し、再び同一の事業を開業する事業ではないこと。
- (3) 営業日数および営業時間については、週3日以上および午前10時から午後4時の間の1時間以上が含まれていること。
- (4) 建築基準法、消防法およびその他法令の規定に適合していること。
- (5) 新規創業者は、守山商工会議所の経営指導員の指導を受けること。

× 対象外の事業

- (1) 風営法第2条に規定する事業
- (2) 特定の政治、宗教または選挙活動を目的とする事業
- (3) 公序良俗に反するおそれがあると認める事業
- (4) 店舗の面積が1,000㎡以上の大型店内のテナントとして出店するもの。
- (5) 市の他の助成制度による財政的支援を受けた事業または受ける見込みのある事業

4 補助対象経費

補助事業の実施に直接必要な経費として下記に掲げるものとし、補助金交付決定日以降に、発注、契約等を行い、補助対象期間中に支払が完了し、かつ、証拠書類によって明確に識別できるものとする。

補助対象経費	内容	
空き店舗等契約に係る初期費用等	(1) 家賃(令和8年3月末日までに支払い済みのものに限る。最大1年間分とする。) (2) 敷金 (3) 礼金 (4) 保証料 (5) 不動産購入経費	
空き店舗等建築改装費	(1) 床工事	整備に係る経費(作業経費、設備機器経費を含む。)
	(2) 天井工事	
	(3) 壁・間仕壁・窓・出入口工事	
空き店舗等設備改修費	(1) 電気設備工事	整備に係る経費(作業経費、設備機器経費を含む。)
	(2) 空調・換気設備工事	
	(3) 給排水衛生設備工事	
	(4) ガス設備工事	
	(5) 厨房設備工事	
広告宣伝費	(1) チラシ作成費	営業開始以後3月を超える期間の広告宣伝費を除く。また、補助金額の上限を5万円とする。
	(2) タウン誌等への広告掲載費	
	(3) ホームページ開設費	
	(4) SNS広告掲載費	

※ 広告宣伝費は開業を周知するために必要と認められるものを対象とし、単独での申請は無効とします。

× 対象外経費

- (1) 不動産の仲介手数料、備品購入費、事業運営に要する経費（人件費、光熱水費、消耗品費等）
- (2) 領収書または支払いを証する書類（名宛人が申請者と同一名義のものに限る。）が提出できない経費
- (3) 補助対象者と資本関係がある事業者と契約したもの
- (4) 補助対象者の代表者、役員、配偶者または2親等以内の親族が役員として属する事業者と契約したもの
- (5) 事業を営んでいない個人と契約したもの
- (6) 消費税および地方消費税

5 補助率、補助上限額、回数

- (1) 補助率 5分の2以内（もりやま創業塾を修了した方は2分の1以内）
- (2) 補助上限額 100万円
※補助金額は、補助金の合計額の千円未満を切捨てた額とする
※この要綱に基づく補助金の交付は、1事業者につき1回を限度とする。

6 申請方法等

- (1) 申請書受付期間
令和7年5月1日（木）～令和8年1月30日（金）
※ただし、予算が上限に達した場合は早期に終了します。
- (2) 申請～交付の流れ
事前相談 資料を可能な限り揃え、事前相談に来庁してください。（要予約）
▼
交付申請書の提出 申請開始：令和7年5月1日
▼
交付決定（郵送）
▼
事業実施 補助対象期間：交付決定日～令和8年3月31日まで
▼
実績報告書の提出 提出締切：令和8年3月31日
▼
額の確定
▼
請求書の提出
▼
補助金交付（振込）

※ 申請内容や混雑状況により、交付決定日まで時間を要する可能性がありますので、余裕をもってご提出ください。

※ 支払いや実績報告書作成、提出期日も含め、3月31日までに完了する必要がありますので、ご注意ください。

※ 交付申請時と内容を変更した場合は、変更承認申請書の提出が必要です。

(交付決定額から10%以内の減額は変更申請不要。また、増額の変更交付は行いません。)

(3) 申請方法

窓口（守山市役所 商工観光課4階）へ持参または郵送

受付時間：平日 9時～16時まで

7 提出書類

交付申請時

- ① 交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 賃貸借状況証明書（様式第3号）
- ④ 賃貸人および店舗改装工事施工業者との関係に係る誓約書（様式第4号）
- ⑤ 出店する空き店舗等の不動産（建物）登記事項証明書の写し
- ⑥ 個人の場合 申請者の住民票、運転免許証、マイナンバーカード等申請者の氏名および現住所が確認できる公的証書の写し
- ⑦ 法人の場合 法人登記簿の写し（3月以内に発行されたもの）
- ⑧ 補助対象経費の内訳を示す書類（見積書等）
- ⑨ もりやま創業塾を修了した創業者は特定創業支援等事業を受けたことを証明する書類の写し
→ 証明書の申請方法は、以下の守山市ホームページをご確認ください。
https://www.city.moriyama.lg.jp/sangyo_business/shoukougyou/1007868/1003029.html
- ⑩ 守山市に納税義務がない方
・ 納税地の市町村税の全ての税目に関する直近の納税証明書または完納証明書

実績報告時

- ① 実績報告書（様式第9号）
- ② 補助対象事業を実施したことを証する書類
契約書またはこれに値するもの など
- ③ 補助対象経費を支出したことを証する書類
見積書、契約書、領収書、レシート、通帳の写し、クレジットカードの利用明細等
※ 支出日、単価、個数がわかるよう組み合わせ提出すること（例：見積書と通帳の写し など）
※ 申請者と同一名の宛名が記載されていること

変更交付申請時

- ① 変更承認申請書（様式第7号）
- ② 事業計画書（様式第2号）・・・変更後の内容で記載ください。
- ③ 変更後の補助対象経費の内訳を示す書類（見積書等）

- 提出いただいた実績報告書の内容を審査した後、額の確定通知書を市から申請者へ送付します。その後、交付請求書（様式第8号）を提出してください。
- 交付決定後、事業の取りやめ等があった場合は速やかにご相談ください。

8 その他お知らせ

- ▶ 提出した書類の控えについては、5年間各自で保管してください。
- ▶ 補助金の交付を受けて取得した財産等については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」別表第1号および第2号に規定する法定耐用年数を経過するまでは、目的に反して使用し、交換し、貸付し、担保に供し、または破棄してはいけません。
- ▶ 補助金交付後、守山市または守山商工会議所により、適宜、事業効果の測定や新たな課題の抽出を行うため、アンケートや訪問による聴き取りを行いますのでご協力ください。

【別表】対象業種一覧

大分類	中分類	小分類
小売業	各種商品小売業	いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所
	織物・衣類・身の回り品小売業	呉服、服地、衣服、寝具、靴、帽子、洋品雑貨、小間物、その他身の回り品を小売する事業所
	飲食料品小売業	野菜、果実、食肉、鮮魚、酒、菓子、パン、そう菜、乾物、その他飲食料品を小売する事業所
	機械器具小売業	自動車、自転車、電気機械器具、電気事務機械器具、それらの部分品、付属品を小売する事業所
	その他の小売業	家具、金物、医薬品、化粧品、書籍、文房具、スポーツ用品、娯楽用品、楽器、時計、その他商品を小売する事業所
飲食サービス業	飲食店	食堂、レストラン、専門料理店、居酒屋、喫茶店等
	持ち帰り飲食サービス業	飲食することを主たる目的とした設備を有さず、客の注文に応じその場所で調理した飲食料品を持ち帰る状態で提供する事業所
生活関連サービス業	洗濯・理容・美容・浴場業	クリーニング業、理容店、美容室、銭湯業、エステティック業、リラクゼーション業、ネイルサロン、その他身の回りの清潔を保持するため又は心身のリラックス並びにリフレッシュを促進するためのサービスを提供する事業所
	娯楽業	映画館、劇場、スポーツ施設
教育、学習支援業	その他の教育、学習支援業	学習塾、教養・技能教授業（音楽、書道、生花・茶道、そろばん、英会話、スポーツ等）

備考 対象業種は、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類を参考とする。

【別図】平成27年3月27日内閣総理大臣認定「守山市中心市街地活性化基本計画認定区域」

(1) 区域の面積 約177ha

(2) 区域の境界

東北の境界…市道下之郷吉身線、市道勝部吉身線、県道高野守山線

東南の境界…市道勝部浮気線

西南の境界…県道片岡栗東線、市道焰魔堂大門線

西北の境界…市道二町播磨田幹線、市道元町杉江線、市道古高川田線、市道下之郷元町線

